

# 諮問第116号の概要

## (農業経営統計調査の変更)

# 1 調査の概要（現行）

## 調査の目的

農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにするとともに、農業行政に必要な基礎資料を得る。

## 調査の概要

### 調査の沿革

▶ 従前実施していた「農家経済調査」と「農畜産物産生産費調査」、「米生産費統計調査」を統合し、平成7年から「農業経営統計調査」として実施

### 調査実施課

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

### 調査範囲 及び 報告者数 (平成30年調査時点)

- ▶ 営農類型別経営統計に係る調査  
(以下「経営統計調査」という。)
  - ①個別経営体 4,170 (母集団1,245,815)
  - ②組織法人経営体 456 (母集団 16,565)
- ▶ 農畜産物の生産費統計に係る調査  
(以下「生産費調査」という。)
  - ①個別経営体 3,891 (母集団 1,072,930)
  - ②組織法人経営体 123 (母集団 12,552)

### 調査票 及び 調査事項

- ▶ 現金出納帳  
日々の農業収支、農外収支等
- ▶ 作業日誌  
日々の作物栽培・家畜飼養に要した労働時間等
- ▶ 経営台帳  
資産の保有状況、農畜産物の生産状況等

### 調査対象 期間

- ▶ 経営統計調査
  - ①個別経営体：毎年1月1日から12月31日までの1年間
  - ②組織法人経営体：決算の対象となった1年間
- ▶ 生産費調査：農畜産物の品目ごとに定められた生産サイクルに基づく期間（1月1日、4月1日、9月1日を期首とする1年間）

### 調査組織 【調査方法】

- ▶ 農林水産省－地方農政局等－報告者
  - ※調査方法：〔配布〕職員・調査員〔回収〕職員・調査員・郵送・オンライン
  - ※「現金出納帳」及び「作業日誌」は、数ヶ月ごとに回収

### 結果公表

営農類型別経営統計については調査実施年の翌年10月、農畜産物生産費統計については調査実施年の翌年6月以降に順次公表

# 【参考】調査の流れ（現行）

## 報告者（農業経営体）

### 現金出納帳（自計）

- 農業支出  
農業経営に要した資材などの支払額
- 農業収入  
販売した農畜産物の数量・金額、  
共済・補助金等受取金
- 農外収支  
農業以外の事業収支、年金収入等

### 作業日誌（自計）

- 労働時間
  - ・日々の作物栽培、家畜飼養に要した労働時間
  - ・生産費調査対象の農業経営体では、さらに、
    - ①作業別労働時間
    - ②使用した資材名及び使用数量

### 経営台帳（聞き取り又は自計）

- 固定資産の種類ごとの取得価額、  
型式、部門別の使用割合等
- 預貯金、借入金等の状況等  
(前年調査結果をプレプリント)

○統計調査員  
○オンライン・職員の訪問回収

## 地方農政局等（支局等）

### 現金出納帳

- システム入力用のコード付け
- 前年比較等によるチェック・補完

### 作業日誌

- システム入力用のコード付け
- 前年比較等によるチェック・補完

### 経営台帳

- 固定資産の種類ごとの取得価額、  
型式、部門別の使用割合等
- 貯金、借入金等の状況等

データ  
入力

農業経営  
統計調査  
システム

1年間の  
経営結果

報告（データ送信）

## 地方農政局等・本省（平均値の集計）

例えば…

### 水田作経営

- ①稲作単一経営、複合経営などの農業収支
- ②総所得（農業＋農外所得等）
- ③労働時間
- ④資産、負債の状況

### 米生産費

- ①作付規模別の生産費（物財費、労働費）
- ②作業別労働時間
- ③肥料費、燃料費等の細目別の投入量

## 2 調査結果の利活用状況

### 営農類型別経営統計

#### 行政施策上の利用

- ◆ 食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）（注）の参考資料「経営展望」における「農業経営モデル」の現状及び経営発展の姿の作成のための基礎資料

（注）食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更されている。

#### 加工統計への利用

- ◆ 国民経済計算、産業連関表及び農業・食料関連産業の経済計算において、農業部門の投入・産出の細目を推計する際の基礎データとして活用

### 農畜産物生産費統計

- ◆ 経営所得安定対策における交付金単価の算定基礎データ（「10a 当たり生産費」）
- ◆ 「日本再興戦略」における「達成すべき成果目標（KPI）」として設定された「担い手のコメの生産コストを現状全国平均比4割削減」の進捗評価指標
- ◆ 加工原料乳生産者補給金の算定基礎データ など

# 【参考】報告者に対する調査結果の還元

- 報告者の理解と協力を得ることを目的として、報告者の要望に応じた各種資料を還元（経営収支等の調査結果、平均値との比較による経営分析結果、農業施策に関する情報、各種統計データ等）

## ＜還元資料の例＞

### 【調査客体の調査結果】

#### お宅の経営の内容

表1 お宅の経営の総括（農林太郎様）

平成〇〇年（1～12月）のお宅の経営の内容です。

区分	単位	農林太郎様			平均 〇〇作付面積9.9～9.9ha		
		〇〇年	〇〇年	対前年 増減率 (%)	〇〇年	〇〇年	対前年 増減率 (%)
合計 ①	千円	-	-	...	-	-	...
うち 稲	作	-	-	...	-	-	...
麦	類	-	-	...	-	-	...
野菜	類	-	-	...	-	-	...
...	...	-	-	...	-	-	...
共済・補助金等受取	金	-	-	...	-	-	...
合計 ②	千円	-	-	...	-	-	...
うち 種	苗費	-	-	...	-	-	...
肥料	費	-	-	...	-	-	...
農機	具	-	-	...	-	-	...
農用自動車	費	-	-	...	-	-	...
物件税及び公課諸 費	費	-	-	...	-	-	...
...	...	-	-	...	-	-	...
農業所得 ③ = ① - ②	千円	-	-	...	-	-	...
農業生産 関連事業	収入 ④	-	-	...	-	-	...
支出 ⑤	-	-	-	...	-	-	...
所得 ⑥ = ④ - ⑤	-	-	-	...	-	-	...
農外	収入 ⑦	-	-	...	-	-	...
支出 ⑧	-	-	-	...	-	-	...
所得 ⑨ = ⑦ - ⑧	-	-	-	...	-	-	...
年金等収入 ⑩	-	-	-	...	-	-	...
総所得 ⑪ = ③ + ⑥ + ⑨ + ⑩	-	-	-	...	-	-	...
租税公課諸負担 ⑫	-	-	-	...	-	-	...
可処分所得 ⑬ = ⑪ - ⑫	-	-	-	...	-	-	...

### 【農業施策に関する資料】

#### I 経営所得安定対策等の概要

##### 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【水田・畑地共通】

（概算決定額：2,065億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

##### 数量払 生産量と品質に応じて交付

【平成29～31年産の平均交付単価】

対象作物	平均交付単価	対象作物	平均交付単価
小麦	6,890 円/60kg	てん菜	7,180 円/t
二条大麦	5,460 円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	11,610 円/t
六条大麦	5,690 円/50kg	そば	16,840 円/45kg
はだか麦	8,190 円/60kg	なたね	9,920 円/60kg
大豆	9,040 円/60kg		

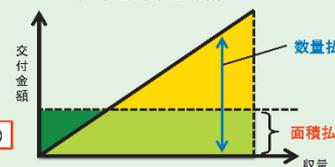
注1：てん菜の基準糖度は、16.3度  
注2：でん粉原料用ばれいしょの基準でん粉含有率は、19.9%

##### 面積払

当年産の作付面積に応じて、  
数量払の先払いとして交付

20,000円/10a（そばは、13,000円/10a）

＜数量払と面積払との関係＞



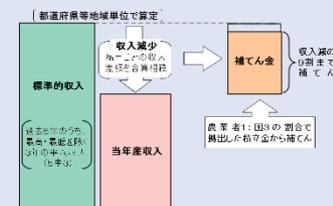
##### 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（概算決定額：746億円）

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象（いずれも規模要件はありません）】

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てん。  
（対策加入者と国が1対3の割合で拠出）  
積立金は掛け捨てではありません。

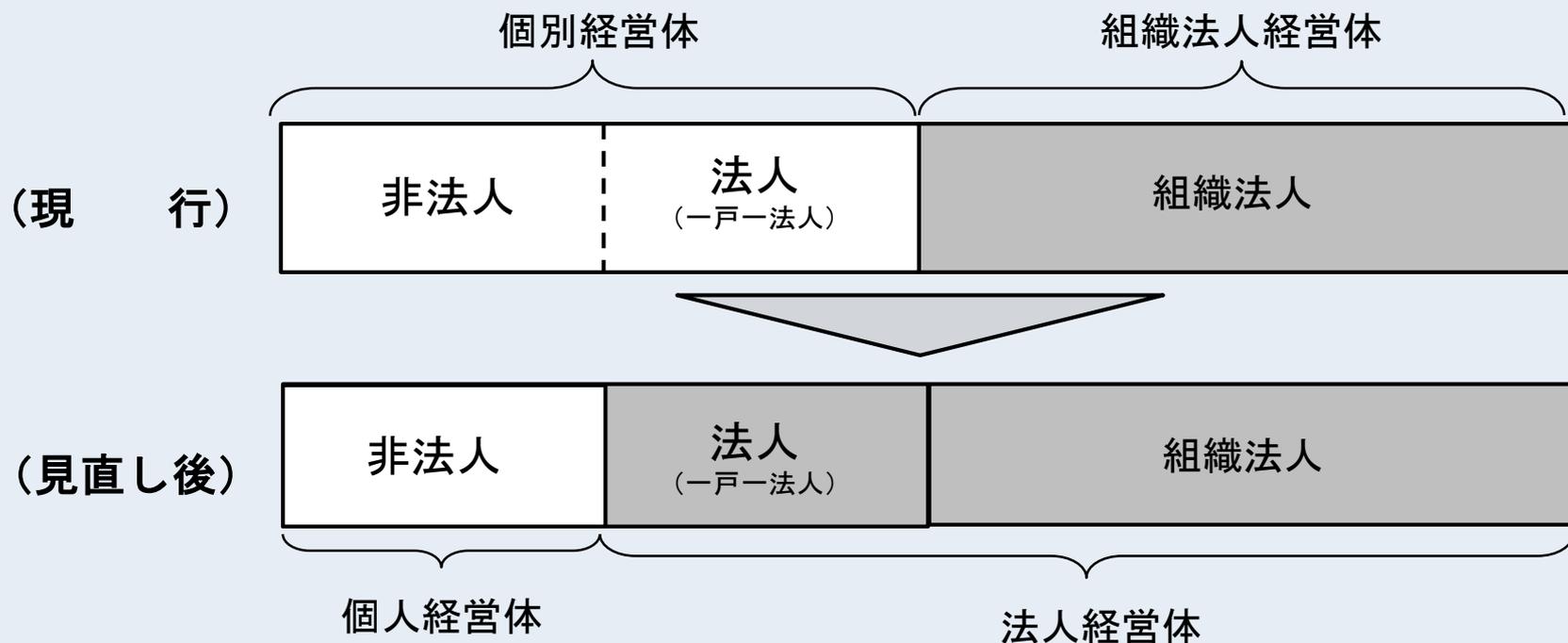


### 3 調査計画の主な変更（1） - 調査対象区分の見直し

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成30年6月農林水産業・地域の活力創造本部改訂）に基づく施策など農林水産施策の推進のための基礎データの整備、調査の簡素・効率化及び報告者の負担軽減等を図るため、平成31年調査から、以下のとおり、調査計画の全般的な見直しを計画

◆ 農業経営体の実態のより正確かつ的確な把握・分析の観点から、経営統計調査の調査対象区分を見直し

- 農業経営の法人化推進の動きを踏まえ、経営統計調査における調査対象区分について、従前の「個別経営体」のうち「一戸一法人」を「組織法人経営体」と統合して、「法人経営体」に変更



# 3 調査計画の変更（2） – 標本設計の見直し

## ◆ 政策ニーズに対応した標本設計の見直し

- 経営統計調査の営農類型、生産費調査の生産品目の全ての区分に目標精度を設定するとともに、一部の区分の目標精度を引き上げ（例：小麦生産費（組織法人経営体）の目標精度 6%→3%）
- 大規模階層の区分を細分化し、大規模経営体の報告者数を拡充
- 法人経営体・組織法人経営体の報告者数を拡充する一方、個人経営体・個別経営体の報告者数を縮減

◆ 経営統計調査と生産費調査における階層区分について、小規模階層の区分を統合する一方で、大規模階層の区分を細分化

## ◆ 報告者数の変更

### ① 経営統計調査の報告者数

営農類型	個人経営体		法人経営体	
	現行	見直し後	現行	見直し後
計	4,170	3,561	456	972
うち水田作	1,300	742	216	264
うち畑作	635	684	40	71
うち酪農	353	251	20	31

### ② 生産費調査の報告者数

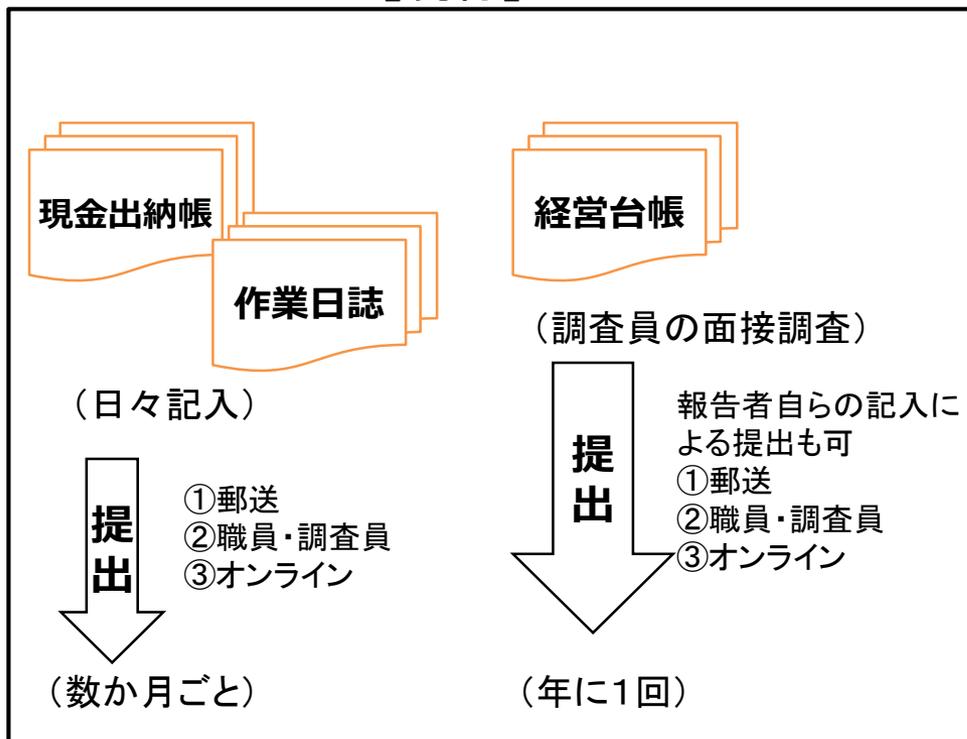
生産品目	個別経営体		組織法人経営体	
	現行	見直し後	現行	見直し後
計	3,891	3,692	123	275
うち米	813	810	52	125
うち小麦	536	508	33	65
うち大豆	442	421	38	85

# 3 調査計画の変更（3） - 調査体系の見直し

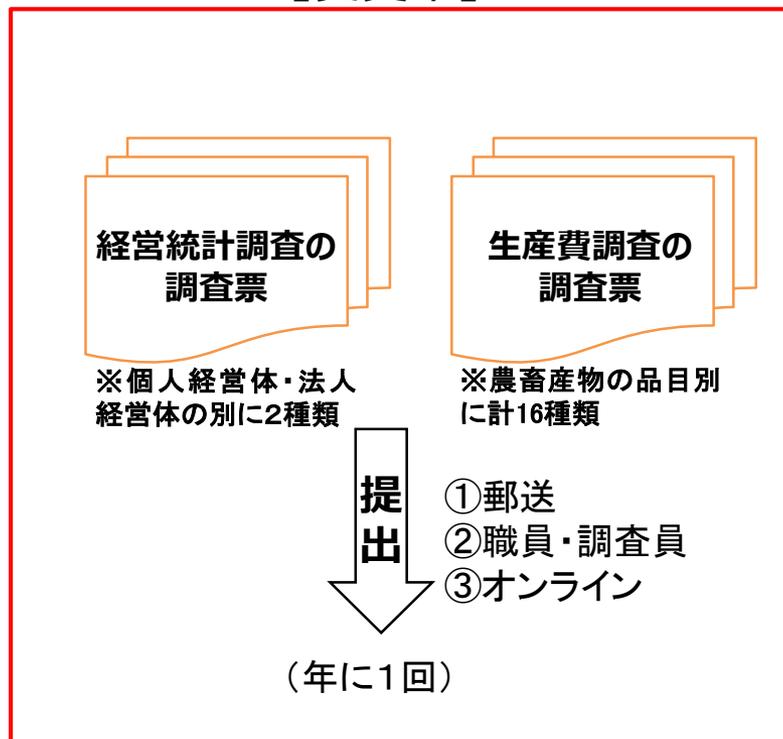
◆ 報告者負担の軽減及び調査の効率化等の観点から、経営統計調査及び生産費調査の調査票を全面見直し

○ 「現金出納帳」、「作業日誌」及び「経営台帳」の3種類の調査票を廃止し、経営統計調査については個人経営体・法人経営体別の2種類、生産費調査については農畜産物の品目別に16種類の調査票により、年1回調査する方法に見直し

## 【現行】



## 【変更案】

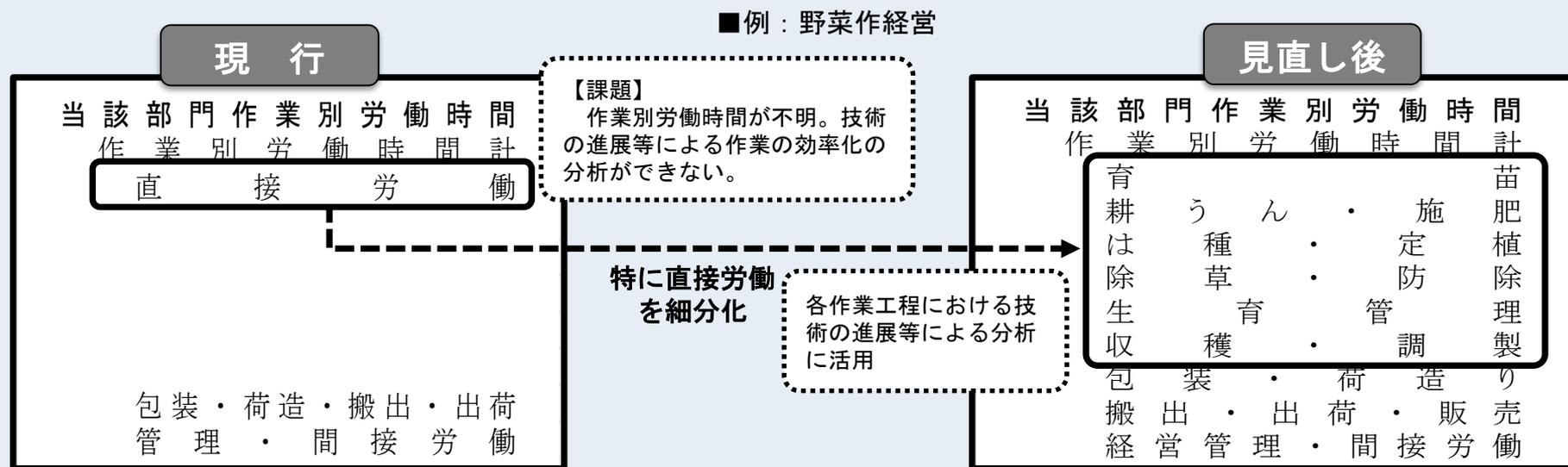




# 3 調査計画の変更（5） – 集計・表章の見直し

## ◆ 政策ニーズに対応した集計・表章の見直し【営農類型別経営統計】

① 技術の進展等による作業の効率化の分析等へのニーズを踏まえ、野菜・果樹等の部門別統計において、作業別労働時間を集計・表章



② 農業と他産業との産業間比較が可能となるよう、企業会計基準に則った表章項目に統一

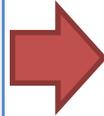
③ 「個人経営体」と「法人経営体」のそれぞれの結果表章のほか、両者を合わせた「農業経営体」の結果を集計・表章

## 4 前回答申時の課題への対応状況

### 今後の課題

#### 【調査対象区分の見直しについて】

農林業センサスとの整合性や調査結果の継続性等に留意しつつ、農業経営体の実態をより正確かつ的確に把握する観点から、調査対象区分の見直しについて検討することが必要



### 対応状況：指摘を踏まえた対応等

- ・ 今回、経営統計調査において、従来の「個別経営体」「組織法人経営体」による区分から「個人経営体」「法人経営体」による区分に変更
- ・ N P O 法人の参入など様々な形態が見られる組織法人経営体の区分の見直しについては、N P O 法人を含む「その他の法人」の割合は法人経営体の3%程度のため、現時点での見直しは行わない。

#### 【「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」の調査結果を踏まえた検討について】

平成29年調査結果について精査し、必要に応じ、「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」に係る調査事項の見直しについて検討。平成29年調査結果について精査し、必要に応じ、「ほ場間の距離」及び「団地への平均距離」に係る調査事項の見直しについて検討することが必要



- ・ 平成30年度（2018年度）に取りまとめる平成29年以降の調査結果と生産コストとの関係性を分析・精査した上で、当該調査事項の見直しの必要性を検討【2020年調査の企画時期までに結論】

## 5 想定される主な論点

- ◆ 一戸一法人の取扱いは、経営統計調査と生産費調査とで異なることとなるが、統計としての整合性や結果利用上の支障等は生じないか。
- ◆ 標本設計の見直しについては、報告者負担の軽減や利活用等を踏まえ、必要かつ適切なものとなっているか。
- ◆ 調査方法の見直し後も、これまでの高い回収率を確保できるのか。結果精度への影響を抑制するため、代替標本の選定や記入指導等の対応も検討しているのか。
- ◆ 全面見直しを行う調査票の構成及び各調査票における調査事項については、行政ニーズや農業経営を取り巻く環境変化に適切に対応するものとなっているか。  
また、調査事項については、利活用にも配慮しつつ、報告者負担の軽減を図る観点から、更なる改善を図る余地はないか。
- ◆ 集計事項については、利活用の観点からみて、十分かつ適切なものとなっているか。更なる情報提供の充実等を行う必要はないか。
- ◆ 前回答申時の課題への対応状況について、更なる取組の促進を図る余地はないか。